

誰もがいきいきと働き続けられる
職場づくりに向けた企業の取組を2つの補助金で支援!

いきいき 職場づくり 支援補助金

① 人づくり 支援補助金

② 就労環境改善 支援補助金

対象事業者 県内中小企業等で以下(ア)(イ)の条件を満たすこと

(ア)「しまねいきいき職場宣言」宣言企業

(イ)過去3年度間又は申請年度に新規採用実績があること、
もしくは1年以内に新規採用の見込みがあること

補助上限額 **80万円**(①と②の2つの補助金の合計)

補助率 【ソフトの場合】 **1/2** ●研修経費 ●謝金 ●委託費等

【ハードの場合】 **1/3** ●設備・機器等の
導入・更新費

随時
受付

受付期間 令和4年4月1日～令和5年1月31日まで

対象期間 交付決定日から令和5年2月28日まで

① 人づくり 支援補助金

従業員のキャリア形成、計画的な人材育成に要する研修経費等を補助

対象経費

●講師の謝金・旅費(OJTの派遣料含む)、
会場使用料、教材費、研修参加費……………【補助率1/2】

こんなことに活用できます

- 社員の階層別(新入社員、管理職等)研修
- 技術力向上、技能継承のための研修
- 専門スキル習得のための外部研修参加
- 専門家のOJTによる社員育成

② 就労環境改善 支援補助金

コミュニケーションの活性化やモチベーション向上、
労働能率の向上や業務負担の軽減に資する取組の経費を補助

対象経費

●謝金・委託料、消耗品費、印刷製本費……………【補助率1/2】
●設備・機器、ソフトウェア等の導入・更新費……………【補助率1/3】

こんなことに活用できます

- 従業員満足度調査を実施
- 労働能率向上や5S推進をコンサルタントに依頼
- 人事評価制度の構築、運用
- 社内ルールや福利厚生をまとめた冊子等を作成
- テレワーク導入のための制度・環境を整備
- 作業動線の効率化などの環境整備
- 勤怠管理システムやグループウェアの導入、ペーパーレス化などの業務効率化

「しまねいきいき職場宣言」とは



しまね働き方改革宣言(※)に沿って、各社それぞれの立場から、誰もがいきいきと働き続けられる職場づくりに向けた取組の宣言を行い、県に申請・登録する制度です。

宣言企業には県が宣言書を交付するほか、県ホームページに掲載して周知します。

(※) しまね働き方改革宣言

宣言①

ほどよく休み、しっかり仕事、すっきり帰宅!

～人材の確保、定着、生産性の向上を図りましょう～

宣言②

「仕事と生活の調和」を企業の魅力に!

～子育て・介護等と仕事の両立を可能にしましょう～

宣言③

みんな元気に生涯現役!

～多様な技術・経験を有する高齢者の方も幅広く活躍しましょう～

- 「しまね働き方改革宣言」は、平成29年に島根県、島根労働局、経済団体などからなる働き方改革推進会議で採択されました。

宣言④

誰もがいきいき活躍できる職場に!

～誰もが希望や能力を活かして活躍しましょう～

宣言⑤

職場に実情を語り合う場をつくろう!

～働き方改革に向けて、職場での話し合いの機会を作りましょう～



申請方法

島根県ホームページから
宣言申請書をダウンロードして、
メールにて提出してください。



提出先

島根県商工労働部雇用政策課

☎ 0852-22-5309

✉ tayo-shugyo@pref.shimane.lg.jp

その他関連支援制度のご紹介

島根働き方改革推進支援センター

「働き方改革」に関する事業主の皆様からの相談窓口として、
企業訪問・個別相談・相談会等開催します!

☎ 0120-514-925 ☎ 0852-67-3821

✉ hatarakikata@shimanekeiky.com

女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金

誰もが働きやすく、女性が活躍する職場環境づくりに向けた取組を
応援します!

☎ 0852-22-5463 ☎ 0852-22-6155

✉ josei-katsuyaku@pref.shimane.lg.jp



採用ブランディング補助金

企業の、誰もがいきいきと働き続けられる職場づくりの取組を、女子
学生にも魅力的な職場として情報発信「採用ブランディング」する
企業を支援します!

■対象経費

外部コンサルティング費(必須)、ブランディング計画に基づく広報
費・社内環境向上のための工事費等

■補助率

1/2(上限3,000千円)

☎ 0852-22-5365 ☎ 0852-22-6150

✉ jakunen-shien@pref.shimane.lg.jp

